

こども家庭相談センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十七号

こども家庭相談センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

こども家庭相談センター所長に対する事務委任規則（平成十八年九月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一号ケ中「第五十六条第八項」を「第五十六条第四項」に改め、第二号ス中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同号に次のように加える。

セ 法第十三条第二項の規定により、助言を行うこと。

ソ 法第十三条第三項の規定により、同条第二項の助言に係る事務の全部又は一部を児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第三十号）

第六条第二項に規定する者に委託すること。

タ 法第十三条の二の規定により、児童の家庭を継続的に訪問することにより児童の安全の確認を行うとともに、児童の保護者からの相談に応じ、児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うこと。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二号の改正規定は、平成二十八年十月一日から施行する。